

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 使用について

当院は、厚生労働省の後発医薬品の使用促進の方針に従って、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、

先発医薬品と同じ有効成分で、治療学的に「同等」であるものとして製造販売が承認された医薬品です。

後発医薬品は一般的に開発費が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・安全性に関する十分な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品の採用を原則としております。

なお、医薬品の供給不足が発生した場合に、処方変更等に関して適切な対応が出来る体制を整備しております。

- 代替薬の迅速な手配
- 採用薬の変更を薬事・医療機材適性化委員会で検討
- 適応や治療計画等を慎重に検討し処方内容を変更

状況によっては患者様へ処方する薬剤が変更となる可能性がございます。

処方内容に変更が生じる場合にはご説明させていただきます。

変更にあたって、ご不明な点やご不安な点などありましたら、医師・薬剤師へご相談ください。